破産手続廃止

平成２３年（フ）第１６４０号
千葉市若葉区中野町2171番地１
破産者　阿部　　傑
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０号
栃木県那須塩原市下永田６丁目1233番地31
破産者　金野　淑美
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６７６号
水戸市平須町1822番地の112、破産手続申立時の住所水戸市文京１丁目８番19号
破産者　海老原　武
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６９号
千葉県富津市二間塚1958―８、住民票上の住所千葉県君津市大野台228番地
破産者　大野　洋史
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１９５号
千葉県木更津市太田４丁目１番７号
破産者　松丸　忠次
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０５号
宮崎県小林市真方1026番地１　小川住宅Ｅ棟、開始決定時の住所宮崎県小林市堤2809番地98
破産者　上岡　　望
１　決定年月日　平成24年５月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３１１号
栃木県宇都宮市陽東１丁目１番８号　プレーヌ陽東102号
破産者　髙島　浩幸
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４９号
鹿児島県枕崎市寿町727番地
破産者　畑野　敏宏
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

債権者集会等の期日

平成１９年（フ）第２１４０２号
東京都新宿区百人町１丁目20番３号
破産者　株式会社アイファクトリー
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後２時
平成24年４月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１５７号
東京都港区虎ノ門２丁目５番４号
破産者　株式会社エイピーコーポレイション
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午後２時
平成24年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１５号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1799番地１
清算株式会社　株式会社メルシャン軽井沢美術館
代表清算人　兵頭　　優
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第３３号
東京都港区南青山２丁目27番７号
再生債務者　株式会社ボブソン
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年４月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４号
東京都墨田区東向島４丁目２番10号
再生債務者　医療法人社団誠和会
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１５号
東京都台東区千束４丁目３番３号
再生債務者　唐澤　敏男
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月19日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月11日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月５日
平成24年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第５号
岩手県大船渡市大船渡町字永沢63番地７
再生債務者　株式会社弥栄
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成24年４月27日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再）第２０号
大阪市中央区備後町２丁目４番６号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区森ノ宮中央１丁目９番18号
再生債務者　三星商事株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止

平成２４年（再）第４号
東京都墨田区東向島４丁目２番10号
再生債務者　医療法人社団誠和会
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第３３号
東京都港区南青山２丁目27番７号
再生債務者　株式会社ボブソン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都新宿区新宿２丁目９番22号多摩川新宿ビル９階　平山法律事務所　弁護士　平山　隆幸
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年４月26日
東京地方裁判所民事第20部